

頁	章・節・項	建築改修工事共通仕様書(平成14年版)	公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)(平成15年3月)																																																																																		
共通		本共通仕様書	本改修標準仕様書																																																																																		
共通		改修共仕	改修標準仕様書																																																																																		
1	1.1.2	(1)「監督職員」とは、契約書に規定する監督職員をいい、請負者に通知された総括監督員、主任監督員及び監督員を総称していう。	(1)「監督職員」とは、契約書に規定する監督職員、監督員又は監督官をいう。																																																																																		
3	1.1.4	…、あらかじめ監督職員に報告し、…	…、あらかじめ監督職員の確認を受けたのちに、…																																																																																		
3	1.1.4	(1)(2)(3)…10日以内	…10日以内(ただし、土、日曜及び祝日等は除く。)																																																																																		
3			1.1.4 なお、変更時と完成時の間が10日に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。																																																																																		
4	1.1.13	(a)発生材の再利用、再生資源化及び再生資源の積極的活用に努める。	(a)発生材の抑制、再利用、再生資源化及び再生資源の積極的活用に努める。																																																																																		
16	2.4.1	(a)監督職員事務所の設置は次により、適用は特記による。(以下略)	(a)監督職員事務所の設置は特記による。																																																																																		
42	3.3.4	(d)(4)…和風便器…()和風便器…	…便器…()便器…																																																																																		
52	3.6.4	(a)(2)…和風便器…	(a)(2)…便器…																																																																																		
105	5.1.1	(c)電気配管等は、国土交通省大臣官房官庁営繕部「電気設備工事共通仕様書」による。	(c)電気配管等は、公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)による。																																																																																		
142	6.5.2	(a)(2)() …JIS A 9002(木材の加圧式防腐処理方法)による加圧式防腐処理を行った木材。	(a)(2)() …JIS A 9002(木材の加圧式防腐処理方法)による加圧式防腐処理を行った木材。ただし、木材防腐剤はクレオソート油を除く。																																																																																		
146	6.5.2	(h)(1)防腐剤は、JIS K 1570(木材防腐剤)によるクレオソート油木材防腐剤又は同等以上の効力を有する表面処理用防腐剤とする。	(h)(1)防腐剤は、環境に配慮した表面防腐処理剤とし、種類及び品質は、特記による。																																																																																		
196	7.2.4	…RB種とする。なお、赤錆が生じている場合は、監督職員と協議する。	7…RB種とする。																																																																																		
			16節 クリヤラッカー塗り(CL) 7.16.1 適用範囲 この節は、木部で既存塗膜がクリヤラッカー塗りの塗り替え及び新規に塗る場合に適用する。 7.16.2 クリヤラッカー塗り クリヤラッカー塗りは表7.16.1により、種別は特記による。特記がなければ、B種とする。 表7.16.1 木部クリヤラッカー塗り																																																																																		
			<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工 程</th> <th colspan="2">種 別</th> <th colspan="3">塗料その他</th> <th rowspan="2">塗付け量 (kg/m²)</th> </tr> <tr> <th>A種</th> <th>B種</th> <th>規格番号</th> <th>規格名称</th> <th>種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>素地ごしらえ</td> <td colspan="6">(注)1 18.2.2による。</td> </tr> <tr> <td>1 下塗り</td> <td></td> <td></td> <td>JIS K 5533</td> <td>ラッカー系シーラー</td> <td>ウッドシーラー</td> <td>0.10</td> </tr> <tr> <td>2 目止め</td> <td></td> <td></td> <td>-</td> <td>目止め剤</td> <td></td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>3 中塗り</td> <td></td> <td></td> <td>JIS K 5533</td> <td>ラッカー系シーラー</td> <td>サンジツグシーラー</td> <td>0.10</td> </tr> <tr> <td>4 研磨紙すり</td> <td></td> <td></td> <td>-</td> <td>研磨紙P220~240</td> <td></td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>5 上塗り(1回目)</td> <td></td> <td></td> <td>JIS K 5531</td> <td>ニトルセルロースラッカー</td> <td>木材用</td> <td>0.10</td> </tr> <tr> <td>6 研磨紙すり</td> <td></td> <td></td> <td>-</td> <td>研磨紙P320~400</td> <td></td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>7 上塗り(2回目)</td> <td></td> <td></td> <td>JIS K 5531</td> <td>ニトルセルロースラッカー</td> <td>木材用</td> <td>0.10</td> </tr> <tr> <td>8 研磨紙すり</td> <td></td> <td></td> <td>-</td> <td>研磨紙P320~400</td> <td></td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>9 仕上げ塗り</td> <td></td> <td></td> <td>JIS K 5531</td> <td>ニトルセルロースラッカー</td> <td>木材用</td> <td>0.09</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)1 素地ごしらえの種別は、塗料その他の欄による。 2 着色兼用目止めとする場合は、工程2を省略する。</p>	工 程	種 別		塗料その他			塗付け量 (kg/m ²)	A種	B種	規格番号	規格名称	種類	素地ごしらえ	(注)1 18.2.2による。						1 下塗り			JIS K 5533	ラッカー系シーラー	ウッドシーラー	0.10	2 目止め			-	目止め剤		-	3 中塗り			JIS K 5533	ラッカー系シーラー	サンジツグシーラー	0.10	4 研磨紙すり			-	研磨紙P220~240		-	5 上塗り(1回目)			JIS K 5531	ニトルセルロースラッカー	木材用	0.10	6 研磨紙すり			-	研磨紙P320~400		-	7 上塗り(2回目)			JIS K 5531	ニトルセルロースラッカー	木材用	0.10	8 研磨紙すり			-	研磨紙P320~400		-	9 仕上げ塗り			JIS K 5531	ニトルセルロースラッカー	木材用	0.09
工 程	種 別		塗料その他			塗付け量 (kg/m ²)																																																																															
	A種	B種	規格番号	規格名称	種類																																																																																
素地ごしらえ	(注)1 18.2.2による。																																																																																				
1 下塗り			JIS K 5533	ラッカー系シーラー	ウッドシーラー	0.10																																																																															
2 目止め			-	目止め剤		-																																																																															
3 中塗り			JIS K 5533	ラッカー系シーラー	サンジツグシーラー	0.10																																																																															
4 研磨紙すり			-	研磨紙P220~240		-																																																																															
5 上塗り(1回目)			JIS K 5531	ニトルセルロースラッカー	木材用	0.10																																																																															
6 研磨紙すり			-	研磨紙P320~400		-																																																																															
7 上塗り(2回目)			JIS K 5531	ニトルセルロースラッカー	木材用	0.10																																																																															
8 研磨紙すり			-	研磨紙P320~400		-																																																																															
9 仕上げ塗り			JIS K 5531	ニトルセルロースラッカー	木材用	0.09																																																																															
			17節 オイルステイン塗り(OS) 7.17.1 適用範囲 この節は、木部で既存塗膜がオイルステイン塗りの塗り替え及び新規に塗る場合に適用する。 7.17.2 オイルステイン塗り オイルステイン塗りは、表7.17.1による。 表7.17.1 オイルステイン塗り																																																																																		
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>工 程</th> <th colspan="2">塗料その他</th> <th>塗付け量</th> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2"></td> <td>(kg/m²)</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>素地ごしらえ</td> <td colspan="2">汚れ、付着物を除去する。</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>1 1回目塗り</td> <td colspan="2">オイルステイン</td> <td>0.03</td> </tr> <tr> <td>2 ふき取り</td> <td colspan="2">全面白木綿布片でふき取る。</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>3 2回目塗り</td> <td colspan="2">オイルステイン</td> <td>0.03</td> </tr> <tr> <td>4 ふき取り</td> <td colspan="2">全面白木綿布片でふき取る。</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	工 程	塗料その他		塗付け量				(kg/m ²)	素地ごしらえ	汚れ、付着物を除去する。		-	1 1回目塗り	オイルステイン		0.03	2 ふき取り	全面白木綿布片でふき取る。		-	3 2回目塗り	オイルステイン		0.03	4 ふき取り	全面白木綿布片でふき取る。		-																																																						
工 程	塗料その他		塗付け量																																																																																		
			(kg/m ²)																																																																																		
素地ごしらえ	汚れ、付着物を除去する。		-																																																																																		
1 1回目塗り	オイルステイン		0.03																																																																																		
2 ふき取り	全面白木綿布片でふき取る。		-																																																																																		
3 2回目塗り	オイルステイン		0.03																																																																																		
4 ふき取り	全面白木綿布片でふき取る。		-																																																																																		
228	8.1.6	(b)…特記による。特記がなければ、国土交通省大臣官房官庁営繕部「建築鉄骨設計基準」による。	(b)…特記による。																																																																																		
250	8.4	コンクリートの製造及び運搬	コンクリートの製造及び輸送																																																																																		
277	8.13.4	(a)開先の形状は、原則として、国土交通省大臣官房官庁営繕部「建築鉄骨設計基準」により、その記号は、特記による。ただし、監督職員の承諾を受けた場合は、この限りではない。	(a)開先の形状は、特記による。																																																																																		
296	9	環境配慮(グリーン)改修工事	環境配慮改修工事																																																																																		
		JIS改正による訂正																																																																																			
159	6.8.2	表6.8.1 接着剤の種別と施工箇所	表6.8.1 接着剤の種別と施工箇所																																																																																		
		種 別	種 別																																																																																		
		エポキシ樹脂系 ……	エポキシ樹脂系 ……																																																																																		
		ウレタン樹脂系 ……	ウレタン樹脂系 ……																																																																																		
		表6.8.2 ゴム床タイル用接着剤の種別と施工箇所	表6.8.2 ゴム床タイル用接着剤の種別と施工箇所																																																																																		
		種 別	種 別																																																																																		
		エポキシ樹脂系 ……	エポキシ樹脂系 ……																																																																																		
		ウレタン樹脂系 ……	ウレタン樹脂系 ……																																																																																		
230	8.2.4	(b)(3) アンカー本体のねじの等級は、JIS B 0209(メートル並目ねじの許容限界寸法及び公差)により、おねじの場合は8g以上、めねじの場合は7H以上とする。	(b)(3) アンカー本体のねじの公差域クラスは、JIS B 0209-1(一般メートルねじ-公差-第1部)原則及び基礎データの「12.推奨する公差域クラス」で、おねじの場合は8g以上、めねじの場合は7H以上とする。																																																																																		